

指定小児慢性特定疾病医療機関 の指定申請手続きについて

指定医療機関について

平成 26 年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成 27 年1月1日から新たな医療費助成制度が実施されています。

新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションです。以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病児童等が医療費の助成を受けることができます。

指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要になります。

以下に申請手続きや指定医療機関としての要件及び責務を記載しておりますので、ご参照の上、必要な手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

旧制度において委託契約を締結している医療機関等や長野県医師会、長野県薬剤師会及び長野県訪問看護ステーション連絡協議会に加入している医療機関等も、新制度では申請が必要となります。

指定医療機関の申請手続等

【申請手続】

「指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書」ほか、必要書類を次の提出先に提出してください。

【更新手続】

6年間ごとに更新手続きが必要となります。（医療機関ごと、県からお知らせします。）

【提出先】

〒380-8570（住所記載不要）

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係

【留意事項】

◇申請者は、開設者となります。

◇指定後、長野県から申請者あてに指定通知を送付します。

◇申請書等の様式や指定の状況は、長野県公式ウェブサイトでご覧いただけます。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/syoman/sitei.html>)

【問い合わせ先】

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 Tel:026-235-7150

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第19条の9第1項）

次の医療機関等であること

- ◇保険医療機関又は診療所
- ◇保険薬局
- ◇健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

法第19条の9第2項で定める次の欠格要件に該当していないこと

- ◇申請者（役員を含む。以下同じ。）が禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- ◇申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。

【責務】

指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な医療を行わなければならない。

Q&A

Q1：指定日はいつからになるのか。

A1：指定の決定をした日の翌月初日からの指定となります。なお、指定の決定をした日が月の初日であったときは、その月の初日から指定となります。

新規に開設する医療機関については、指定の決定をした日の翌月初日からの指定ではなく、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関等の指定日と同日で指定することが可能です。

Q2：指定の更新は、自動更新となるのか。

A2：自動更新とはなりません。全ての医療機関に更新手続きをお願いしております。時期になりましたら、医療機関ごとに県から更新のお知らせをお送りします。

Q3：開設者が変更となったときは、変更届出書の提出で良いか。

A3：コードが変更となる場合は、新規扱いとなりますので、既指定医療機関の廃止届とともに新規申請書を提出してください。

【問い合わせ先】

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 Tel：026-235-7150